２　入国者収容所長等は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等（以下この条において「指名医」という。）の診療方法を確認するため、又はその後にその被収容者に対して入国者収容所等において診療を行うため必要があるときは、入国者収容所等の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

３　指名医は、その診療に際し、入国者収容所長等が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

４　入国者収容所長等は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により入国者収容所長等が行う措置に従わないとき、前項の規定により入国者収容所長等が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

（調髪及びひげそり）

第五十五条の四十四　入国者収容所長等は、被収容者が調髪又はひげそりを行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする。

（感染症予防上の措置）

第五十五条の四十五　入国者収容所長等は、入国者収容所等内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、被収容者に対し、第五十五条の四十一第二項及び第三項の規定による健康診断又は第五十五条の四十二の規定による診療その他必要な医療上の措置をとるほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれがなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置をとるものとする。

（養護のための措置等）

第五十五条の四十六　入国者収容所長等は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする被収容者について、その養護を必要とする事情に応じ、第五十五条の四十二の規定による医療上の措置に準じた措置をとるものとする。

２　入国者収容所長等は、被収容者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、入国者収容所等の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

第五節　規律及び秩序の維持

（入国者収容所等の規律及び秩序）

第五十五条の四十七　入国者収容所等の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

２　前項の目的を達成するためとる措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

（遵守事項等）

第五十五条の四十八　入国者収容所長等は、被収容者が遵守すべき事項（次項において「遵守事項」という。）を定めるものとする。

２　遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一　犯罪行為をしてはならないこと。

二　他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。

三　自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四　被収容者の処遇に従事する職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五　自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

六　入国者収容所等の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七　入国者収容所等の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八　金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

九　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十　前各号に掲げる事項について定めた遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

３　前二項に定めるもののほか、入国者収容所長等又はその指定する職員は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

（身体の検査等）

第五十五条の四十九　入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、被収容者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

２　第五十五条の十九第二項の規定は、前項の規定による女子の被収容者の身体及び着衣の検査について準用する。

３　入国警備官は、入国者収容所等の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、入国者収容所等内において、被収容者以外の者（第五十五条の五十六第一項各号に掲げる者を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

４　前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

（被収容者の隔離）

第五十五条の五十　入国者収容所長等は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。

一　他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

二　他の被収容者と接触することにより入国者収容所等の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

２　前項の規定による隔離の期間は、一月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、入国者収容所長等は、十日ごとにこれを更新することができる。

３　入国者収容所長等は、前項の期間中であつても、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

（制止等の措置）

第五十五条の五十一　入国警備官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、その他入国者収容所等の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

２　入国警備官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置をとることができる。

一　入国者収容所等に侵入し、その設備を損壊し、入国者収容所等の職員の職務の執行を妨げ、又はこれらの行為を正にしようとするとき。

二　入国警備官の要求を受けたのに入国者収容所又は地方出入国在留管理局から退去しないとき。

三　被収容者の逃走又は入国者収容所等の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四　被収容者に危害を加え、又は正に加えようとするとき。

３　前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

（捕縄及び手錠の使用）

第五十五条の五十二　入国警備官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

一　逃走すること。

二　自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。

三　入国者収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

２　捕縄及び手錠の制式は、法務省令で定める。